

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



意匠の国際登録制度（ハーグ制度）で、国際公表とはどのようなものですか？ 出願人が気を付ける点はありますか？

1. 国際公表とは

ハーグ協定に基づいて国際出願された意匠は、方式審査を経て国際登録されると、WIPO国際事務局のウェブサイト^{*1}において国際意匠公報 (International Designs Bulletin) で国際公表されます。

国際事務局は、①国際登録を公表し、②公表された国際登録を各指定官庁に通知します (ジュネーブ改正協定10条(3)(a)、(b))。国際公表する内容は、図面を含む、国際登録簿に記載された国際登録の情報、公表延期の場合には延期満了の日です。現在は週に1度、ジュネーブの金曜昼12時に国際公表が行われています。国際公表の内容は、WIPOのデータベース、Hague Express、Global Design Databaseにも反映されます。

2. 国際公表の時期

国際公表の時期は通常、国際登録日から6カ月後ですが、出願人の希望により、即時公表、公表の延期を請求することが可能です。いずれも出願時の願書に公表時期の希望を記載します。

即時公表 (immediate publication) を請求すると、最短で出願翌週の金曜

の国際意匠公報で公表されます。

公表の延期 (deferment) は、最長30カ月まで請求できます。願書において、6カ月以上、1カ月ごとに延期期間を指定します。ただし、複数の指定国を指定し、指定国により公表の延期可能期間が異なる場合は、一番短い期間に合わせて公表されます。

3. 延期が30カ月以下の国

公表の延期可能期間が30カ月より短い、または延期を認めない宣言をしている国は下記のとおりです (詳細はDM/1^{*2}の第17欄を参照)。特記がなければ起算日は国際出願日 (優先権主張がある場合は優先日) ですが、一律国際出願日起算の国もあります。

6カ月：デンマーク、フィンランド、ノルウェー

12カ月：アフリカ知的所有権機関 (OAPI)、ベネルクス、ブルネイ、カンボジア、クローアチア、エストニア、スロベニア、シリア

出願日より12カ月：英国

出願日より18カ月：シンガポール

延期不可：ハンガリー、アイスランド、モナコ、ポーランド、ロシア、ウクライナ、米国

なお出願後に、公表の延期を請求することはできませんが、公表延期期間中に、公表を早めたくなった場合、早期の公表を請求することは可能です。

国際事務局の国際公表後に、各指定国で再公表する加盟国もあります (Hague Member Profiles^{*3}より、指定国情報の「Republication」を参照)。

4. まとめ

公表により、各国に出願したときと同一の効果が発生したり、実体審査の開始や、補償金請求権等の仮保護が与えられる国もある一方、意匠は誰でも見ることができるようになります。

ハーグ出願で意匠が公表されるタイミングを最適にコントロールするには、指定国ごとの宣言にご留意のうえ、指定国選択の組み合わせを十分にご検討ください。

*1 <https://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>

*2 https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/forms/docs/form_dm_1.pdf

*3 <https://www.wipo.int/hague/memberprofiles/#/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先 (日本語)】

TEL: 03-5532-5027 (ハーグ関係)

TEL: 03-5532-5030 (その他制度等)

<http://www.wipo.int/japan>